

少年大会申し合わせ事項

国内における「少年大会特別規程」の第27条（附則）指導（軽微な違反）について

1 （相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。）関係

特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等をかけることは、〔瞬時的（1、2秒程度）〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。

とありますが、今大会は（後ろ襟、又は背部を握った〔瞬時的も含む〕）場合は「指導」とします。

なお、受の体側から釣手を差し入れ、帯を掴んでの大腰等は認めます。（ただし、帯を持ち続けなければ通常どおり「指導」です。）

2 （両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。）関係

両膝を畳について施した場合は、「指導」であるが、今大会は片膝を畳についての背負投等を施した場合は、ノースコアーとし、1回目はノーペナルティ、2回目からは「指導」とします。

3 （無理な巻き込み技を施すこと。）関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。とありますが、それに加えて最初から釣り手を離して巻き込む、又は技の途中で釣り手を離して巻き込んだ場合は「指導」とします。

怪我防止の観点から以上のことを今大会の申し合わせ事項とします。その他にあっては、国内における「少年大会特別規程」の通りと致します。